

議案第54号

十勝圏複合事務組合同規約変更の件

地方自治法第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合同規約を次のとおり変更しようとするものであります。

令和3年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

十勝圏複合事務組合同規約の一部を改正する規約

十勝圏複合事務組合同規約（平成29年9月6日十地政第2183号指令）の一部を次のように改正する。

第3条の表(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中「(旧忠類村地域は除く。)」を削る。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

説 明

十勝圏複合事務組合で共同処理しているごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務について、令和4年4月1日から幕別町忠類地区が加わることに伴い、本規約の一部を変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

十勝圏複合事務組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現 行												
<p>(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。</p>	<p>(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。</p>												
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="264 427 1115 467">(1)～(5) ー略ー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 467 719 758">(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="719 467 1115 758">帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="264 758 1115 802">(7) ー略ー</td> </tr> </table>	(1)～(5) ー略ー		(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	(7) ー略ー		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1169 427 2011 467">(1)～(5) ー略ー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 467 1624 758">(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務</td> <td data-bbox="1624 467 2011 758">帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町 <u>(旧忠類村地域は除く。)</u>、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1169 758 2011 802">(7) ー略ー</td> </tr> </table>	(1)～(5) ー略ー		(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町 <u>(旧忠類村地域は除く。)</u> 、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	(7) ー略ー	
(1)～(5) ー略ー													
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町												
(7) ー略ー													
(1)～(5) ー略ー													
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町 <u>(旧忠類村地域は除く。)</u> 、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町												
(7) ー略ー													
<p><u>附 則</u> この規約は、令和4年4月1日から施行する。</p>													